

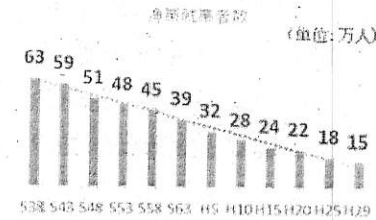
「漁業分野」の分野別運用方針について

分野別運用方針の概要

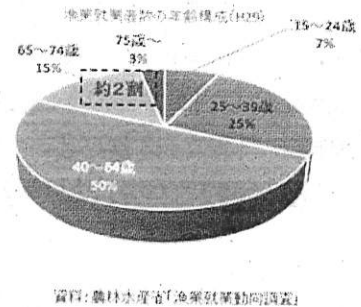
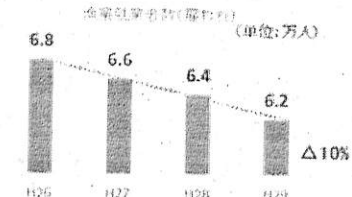
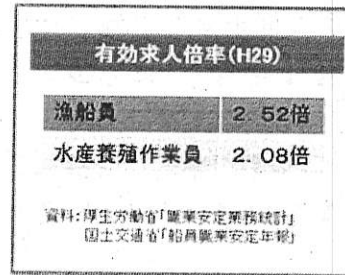
参 考

1. 人手不足状況
(受入れの必要性)

- 漁業分野における就業者は、平成 10 年に 27 万 7,000 人であったものが平成 29 年には 15 万 3,000 人と概ね半減、雇われ就業者も 3 年間で約 1 割減少しているほか、漁業分野の有効求人倍率は、漁船員 2.52 倍、水産養殖作業員 2.08 倍となっている。
- 漁業分野の雇われ就業者の約 2 割を占める 65 歳以上の熟練の高齢労働者が順次引退していくこと等から、今後も人手不足の深刻化が見込まれるところ、我が国漁業の存続・発展を図り、国民のニーズに応じた水産物を安定的に供給する体制を確保するとともに、将来にわたって漁業が持つ多面的な機能が発揮されることが必要不可欠。



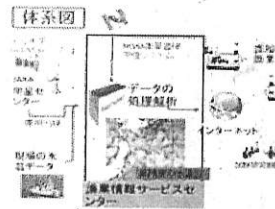
資料: 農林水産省「漁業センサス」等
注: 「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者



(生産性向上のための取組)

- 適正な資源管理措置の下で、①生産性の高い漁船の導入、②海洋環境の迅速な把握、③AI を活用した漁場探査の効率化等、最先端技術の開発、実装、④「浜」単位での先進的な取組事例の全国普及、⑤自動給餌機や自動カキ剥き機の導入等による作業の効率化等を推進し、省力化による生産性の向上に取り組んでいる。
- 漁業者 1 人当たりの生産量が、25.1 トン (平成 23 年) から 27.2 トン (平成 28 年) へと増加している。

【取組例】



人工衛星から送られる水温情報等を元に海水温の広域分布図を作成し漁業者に送信するシステムを構築

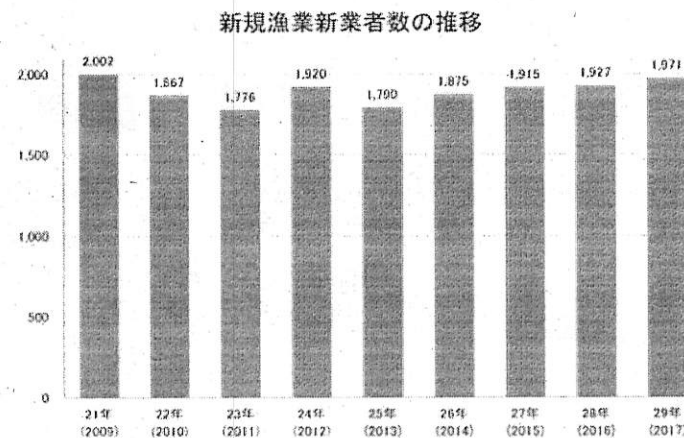
高精度全天候型水温図
一週間先までの波高予報、風向風速、6日先までの気圧分付図など提供



水温分布図にサンマ漁船からの聞き取り情報と夜間可視画像の集魚灯分布図を合成
これにより海況と漁場形成の相関を明示、漁場探索のノウハウを具体的に提示することが可能
(左図は、潮流舌部にサンマ漁場が形成)

(国内人材確保のための取組)

- 漁業就業相談会や漁業体験、長期研修等の業界の取組を支援している。
- 就業者が減少する中、毎年2,000人近い新規就業者を着実に確保している。



資料 都道府県が実施する新規漁業新業者に関する調査の平均値で推定
注 平成22(2010)年は、東日本大震災により船手需、宮城県及び福島県の調査が実施できなかったため平成21(2009)年の新規漁業新業者数を基に、差額分を同じく全国平均値から推定した値を用いた。

(受入れ見込み数)

- 5年間の受入れ見込み数は、最大9,000人であり、これを上限として運用する。
- 向こう5年間で2万人程度の人手不足が見込まれる中、今般の受入れは、5年間で4,000人程度の労働効率化や、5年間で7,000人程度の追加的な国内人材の確保を行ってもなお、不足すると見込まれる数を上限として受け入れるものであり、過大な受入れ数とはなっていない。
- 農林水産大臣は、受入れ見込み数の上限(9,000人)を超えることが見込まれる場合、法務大臣に、受入れの停止の措置を求める。

【受入れ見込み数の考え方】

- 総務省「労働力調査」等を参考に熟練の高齢労働者(2013年:1万人、2018年2万人)が一定の年齢に達し、順次引退していくのに対し、毎年1千人の新規就業者が新たに雇用されると想定し、向こう5年間で2万人の人手不足が生じると見込む。
- 適切な資源管理の実施による水産資源の維持増大、「浜」単位での先進的な取組事例の全国普及、漁業許可制度の見直しによる漁船の高性能化・大型化、情報通信技術(ICT)を活用した漁場予測・養殖管理の取組を進めることにより、5年間で約4,000人分の労働効率化に向け、引き続き最大限の努力を不断に行う。
- 新規就業者の確保・育成、省力化機器の導入、働き方改革の普及等に着実に取り組み、5年間で約7,000人増の国内人材確保につなげていくべく、引き続き最大限の努力を不断に行う。
- それでもなお、不足が見込まれる9,000人を上限として受入れ。

2. 人材の基準

(外国人材の基準)

次の試験に合格した者 又は 漁業分野の第2号技能実習を修了した者を特定技能1号の在留資格で受入れ。

技能水準[試験区分]

- 「漁業技能測定試験（仮称）（漁業）」
- 「漁業技能測定試験（仮称）（養殖業）」

日本語能力水準

- 「日本語能力判定テスト（仮称）」
- 「日本語能力試験（N4以上）」

⇒関連 Q&A 質問2及び3

○ 漁業技能測定試験（仮称） **運用要領に明記**

漁業又は養殖業において従事する業務について、監督者の指示を理解し的確に遂行できる能力等を測る試験。

試験言語：日本語、試験実施主体：公募、実施方法：筆記・実技※（CBT方式可）

※漁業又は養殖業に3年以上従事した経験を有する者は実技を免除

実施回数：主に国外で最大6回程度、開始時期：31年度内予定

○ 日本語能力判定テスト（仮称） **運用要領に明記**

新制度での受入れに必要な基本的な日本語能力水準を判定するために、（独）国際交流基金が新たに開発・実施する試験。

実施方法：コンピュータ・ベース・テスト（CBT）方式

実施回数：国外で年概ね6回程度、開始時期：31年秋以降予定

○ 日本語能力試験 **運用要領に明記**

日本語を母語としない人たちの日本語能力を測定し認定する試験。N1～N5の5つのレベルのうち、N4合格者が基本的な日本語が理解できるレベル。

試験実施主体：（独）国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

実施回数：国外80か国・地域・239都市で年概ね1～2会実施
（平成29年実績）

○ 漁業分野の第2号技能実習

- ・ 漁業漁船（かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網漁業、刺し網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業）
- ・ 養殖業（ほたてがい・まがき養殖作業）

3. その他重要事項

(1号特定技能外国人が従事する業務)

○「漁業技能測定試験(仮称)(漁業)」の合格者

漁業^{*}(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等)

※いずれの漁業(養殖業を除く)でもよい。

○「漁業技能測定試験(仮称)(養殖業)」の合格者

養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等)

※いずれの養殖業でもよい。

⇒関連 Q&A 質問4~6

【第2号技能実習修了者が従事する業務】 **運用要領に明記**

○ 漁船漁業職種(8作業)の実習を修了した者
左欄の「漁業」に従事可

○ 養殖業職種(1作業)の実習を修了した者
左欄の「養殖業」に従事可

【関連業務への従事】 **運用要領に明記**

左欄業務に従事する日本人が通常業務することとなる関連業務にも付随的に従事することができる。

(漁業の例) 漁具の積み込み・積下し、漁獲物の水揚げ、漁労機械の点検、船体の補修及び自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等

(養殖業の例) 梱包・出荷及び自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等

(2号特定技能外国人の受入れ)

1号特定技能外国人の受入れ状況や人手不足の状況等を勘案しながら、漁業の存続・発展に資するよう、必要に応じ検討。

(特定技能外国人の雇用形態)

○ 直接雇用又は派遣形態

漁業分野では、同じ地域であっても、対象魚種や漁法等によって繁忙期・閑散期の時期が異なるとともに、漁業経営体の多くが零細で半島地域や離島地域などに存在していること等の特性があり、地域内における業務の繁閑を踏まえた労働力の融通、雇用・支援の一元化といった漁業現場のニーズに対応するため、派遣が必要である。

- 派遣形態の場合、派遣事業者は、地方公共団体又は漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会その他漁業に関連する業務を行っている者が関与するものに限る。

⇒関連 Q&A 質問9

(特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置)

- 農林水産省は、本制度の趣旨や優良事例を周知するとともに、地方に点在する漁村において外国人を受け入れる環境を整えるため、漁業活動やコミュニティ活動の核となっている漁業協同組合等が、受入れ外国人との円滑な共生において適切な役割を果たすために必要な支援を行う。
- 漁業の時期等年間を通じた漁業生産が期待できない漁村地域の事情を考慮し、特定技能開国人が従事可能な漁業関連業務の範囲について柔軟に対応する。

- 外国人材受入れ環境整備事業（平成31年度予算）
水産業に従事する外国人を、地域社会に円滑に受入れ、共生を図るための環境整備を支援。

受入れ機関等に特に課す条件


- 受入れ機関（特定技能所属機関）は、「漁業特定技能協議会（仮称）」の構成員になること。
- 受入れ機関（特定技能所属機関）は、「漁業特定技能協議会（仮称）」において協議が調った措置を講じること。
- 受入れ機関（特定技能所属機関）は、「漁業特定技能協議会（仮称）」及びその構成員に対し必要な協力を行うこと。

【漁業特定技能協議会（仮称）】 運用要領に明記

- 農林水産省が、漁業分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される協議会を組織。
- 協議会は、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、次の事項について協議を行う。
 - ①漁業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定
 - ②外国人の受入れ状況の把握
 - ③不正行為に対する横断的な再発防止策
 - ④構成員に対する必要な情報の提供その他外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に資する取組

新たな外国人材受入れ制度に関するQ & A (漁業)

質 問	回 答
<p><外国人> 1 漁業で、外国人を受け入れる方法を教えてください。</p>	<p>1 以下の(1)又は(2)の要件を満たす外国人と<u>直接雇用契約を結ぶこと</u>で、事業者は外国人の受入れができます。 【運用方針3(1)・(2)】</p> <p>(1) 漁業分野の技能試験と基本的な日本語試験に合格した者</p> <p>(2) 漁船漁業職種(8作業)又は養殖業職種(1作業(ほたてがい・まがき作業)の第2号技能実習を修了した者</p> <p>※ 8作業：かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網漁業、刺し網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業</p> <p>2 また、外国人を雇用する場合、農林水産省が外国人の適正な受入れ及び外国人の保護のために組織する「<u>漁業特定技能協議会</u>」に加入し、農林水産省等に対して必要な協力を行うことが求められます。 【運用方針5(2)イ、エ】</p>

<p><試験></p> <p>2 漁業分野の技能試験はどのようなものですか。</p>	<p>1 技能試験は、<u>漁業技能測定試験（漁業）又は漁業技能測定試験（養殖業）の2種類</u>。それぞれ漁業又は養殖業に従事するために必要な能力を測るものです。</p> <p>2 それぞれ2号技能実習修了者が受験する<u>専門級試験と同等レベルで、水産動植物の探索・採捕等、養殖水産動植物の育成管理・収穫等</u>などの能力を測るものとなります。</p> <p>3 公募により選定された試験実施者において、試験問題の検討・作成を実施することとなるため、2019年度内に<u>国外で試験を実施する予定</u>です。 【運用要領第1の1（1）・（2）】</p>
<p>3 日本語試験はどのようなものですか。</p>	<p>日本語能力水準については、(独)国際交流基金が国外で実施する日本語能力判定テストにより確認するほか、国内外で実施されている日本語能力試験（N4以上）を活用します。 【運用要領第1の2（1）・（2）】</p>
<p><外国人の業務内容></p> <p>4 外国人は、どのような業務に従事できるのですか。</p>	<p>1 漁業技能測定試験（漁業）に合格した者又は漁船漁業職種の第2号技能実習を修了した者は、<u>漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）</u>に従事できます。 この場合、<u>漁船漁業職種（8作業）の第2号技能実習修了者</u>は、当該8作業以外の漁業にも従事することができます。 【運用方針5（1）ア、運用要領第3の2（1）】</p> <div style="text-align: center;">  </div>

	<p>2 漁業技能測定試験（養殖業）に合格した者又は養殖業職種の第2号技能実習を修了した者は、<u>養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等）に</u>従事できます。</p> <p><u>この場合、養殖業職種（1作業）の第2号技能実習修了者は、当該1作業以外の養殖業にも従事することができます。</u></p> <p>【運用方針5（1）イ、運用要領第3の2（2）】</p>
<p>5 受入れ機関が漁業と養殖業を兼業しているところ、漁業の業務に従事している外国人が、養殖業の業務に従事できるのですか。</p>	<p>1 <u>漁業技能測定試験（漁業）に合格した場合又は漁船漁業職種の第2号技能実習を修了した場合でも、養殖業の業務に従事することはできません。</u></p> <p>2 <u>ただし、上記1に加えて、漁業技能測定試験（養殖業）にも合格した場合には、その外国人は、漁業又は養殖業の業務に広く従事することができます。</u></p>
<p>6 外国人が、漁業のほか、加工に従事することができるのですか。</p>	<p><u>漁業又は養殖業に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務であれば、外国人も付随的に従事することができます。例えば、自家原料を使用した加工に従事することが可能です。</u></p> <p>関連業務の例（漁業の場合） 漁業に係る漁具の積込み・積下し、漁獲物の水揚げ、漁労機械の点検、船体の補修、自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売 等</p> <p>関連業務の例（養殖業の場合） 養殖業に係る梱包・出荷 自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売 等</p> <p>【運用要領第3の1】</p>

<p>7 特定技能制度の導入後は、技能実習制度はなくなるのですか。</p>	<p>1 今般導入する特定技能制度は、人材の確保が困難な状況にある漁業分野（漁業・養殖業）において、一定の専門性・技能を持つ即戦力の外国人材を労働力として受け入れる制度となります。</p> <p>2 これに対し、技能実習制度は、漁船漁業（8作業）・養殖業（1作業）において、技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の移転による国際協力を推進する観点から、外国人を実習生として受入れ、日本の技能等を修得させる制度です。</p> <p>3 上記のとおり、特定技能制度と技能実習制度は、その目的や対象が異なります。したがって<u>特定技能制度の導入後も、技能実習制度は存続します。</u></p>
<p><受入れ人数枠></p> <p>8 受入れ機関当たりの受入れ人数の上限はありますか。</p>	<p>漁業者により経営の状況は多様であることから、技能実習制度のような<u>一事業者当たりの受入れ人数枠は、現在のところ想定していません。</u></p>
<p><派遣形態></p> <p>9 特定技能外国人を雇用し、漁業者に派遣を行うことができる派遣事業者の要件は何ですか。</p>	<p>派遣事業者は、①厚生労働大臣の許可を受けた労働者派遣事業者（国土交通大臣の許可を受けた船員派遣事業者を含む）であり、かつ②地方公共団体又は漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会その他漁業に関連する業務を行っている者が<u>関与するものと規定されています。</u></p> <p style="text-align: right;">【運用方針 5（2）ア、（3）】</p>

<p><登録支援機関> 10 登録支援機関を使わなければならないのですか。</p>	<p>1 外国人を雇用する場合、外国人の職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施することが必要となりますが、当該業務の全部又は一部を登録支援機関に委託することができます。</p> <p>2 なお、委託する登録支援機関は、漁業特定技能協議会及びその構成員に対し必要な協力を行うこと等漁業分野に固有の基準に適合している登録支援機関に限られます。 【運用要領第3の3(2)イ】</p>
<p><2号特定技能外国人の受入れ> 11 将来的には、2号特定技能外国人を受入れていくことになるのですか。</p>	<p>1 2号特定技能外国人は、1号特定技能外国人よりも熟練した技能を要する業務に従事する者です。</p> <p>2 まずは、1号特定技能外国人の受入れを実現したところであり、将来的に、1号特定技能外国人の受入れ状況や人手不足の状況を勘案しながら、漁業の存続・発展に資するよう、必要に応じ、検討していくこととしています。</p>
<p><お問い合わせ先> 12 漁業分野における新たな外国人材受入れ制度について、詳細はどこに問い合わせれば良いでしょうか。</p>	<p>漁業分野について詳細のお問い合わせ先は以下のとおりです。</p> <p>(お問い合わせ先) 水産庁漁政部企画課漁業労働班 代表：03-3502-8111 (内線 6571) 直通：03-6744-2340 FAX：03-3501-5097</p>

